

# あなたを支える 国民年金

国民年金は日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての方が加入し、みんなで助け合う制度です。国民年金には、「老齢基礎年金」・「障害基礎年金」・「遺族基礎年金」の3つの基礎年金があり、私たちの暮らしを支えています。今回は「老齢基礎年金」について説明します。

## 老齢基礎年金とは...

老齢基礎年金は、保険料を納めた期間・免除された期間・合算対象期間を合わせた期間が25年以上ある人が、原則として65歳に達したときに受けることができる年金です。

## 受け取れる年金額はいくら？

20歳から60歳に達するまでの40年間、保険料を納めると満額で受給できます。平成16年度は、**年間794,500円(月額66,208円)**支給されます。



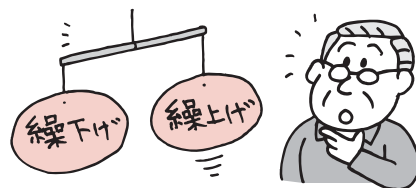
## 老齢基礎年金の計算方法

$$794,500円 \times \frac{(\text{保険料納付済月数}) + (\text{保険料全額免除月数} \times 1/3) + (\text{保険料半額免除月数} \times 2/3)}{40年 (\text{加入可能年数}) \times 12か月}$$

昭和16年4月1日以前に生まれた方は、生年月日により40年より短くなります。

## 老齢基礎年金は65歳にならないともらえないの？

希望すれば、繰り上げ支給で60歳から65歳になるまでの間に減額された年金を受けたり、繰り下げ支給で66歳から70歳までの間に増額された年金を受けたりすることができます。



### 昭和16年4月2日以降に生まれた人(月単位で支給率が異なります)

	繰り上げ支給					繰り下げ支給					
年齢(歳)	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70
率(%)	70.0	76.0	82.0	88.0	94.0	100.0	108.4	116.8	125.2	133.6	142.0

### 昭和16年4月1日以前に生まれた人(年単位で支給率が異なります)

	繰り上げ支給					繰り下げ支給					
年齢(歳)	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70
率(%)	58.0	65.0	72.0	80.0	89.0	100.0	112.0	126.0	143.0	164.0	188.0

## 注意してください！繰り上げ支給をすると主に次のような制限があります

- ・減額された年金額は65歳になっても引き上げられません。
- ・障害基礎年金、寡婦年金が受けられないことがあります。
- ・他の年金が支給停止になることがあります。

### 問合先

国保年金課 (☎51・2290)

豊橋社会保険事務所 (☎33・4111)